

高齢者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室資料

介護関連施設の整備について

平成21年度第一次補正予算に計上した介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の緊急整備を推進するため、下記の事業を実施することとしたものであり、平成23年度までの3年間において、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を合計16万人分整備することを目標としている。

この緊急整備については、各都道府県に造成した基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)を原資として補助を実施する基金事業と、都道府県による広域型施設に対する補助事業により実施するものであり、基金による事業等を効果的に実施することにより、介護基盤整備の早期実施に取り組みたい。

介護基盤整備の早期実施

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業

第4期計画期間中に各都道府県において実施する地域密着型サービス等の整備に必要となる金額について、確実な財源として確保したものであることから、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立てることにより、地域密着型サービスの基盤整備を推進すること。

都道府県からの補助による広域型特養等の整備事業

都道府県等が実施する広域型特養等に対する補助に対しては、介護基盤の緊急整備に併せ地方財政措置の拡充が行われ、平成22年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われることから、地域のニーズに即した施設整備の早期実施を図られたい。

施設開設準備等特別対策事業

- ・円滑な開所に資する施設開設準備経費に対する補助
- ・用地確保に資する定期借地権一時金に対する補助

の活用等により、介護基盤整備の早期実施を図られたいこと。

※(独)福祉医療機構による融資の拡充

- ・施設整備等に対する融資

貸付条件:融資率 90%

貸付利率:財投マイナス0.5%

地域介護・福祉空間整備等交付金について

平成22年度においては、従来実施していた小規模特別養護老人ホーム等の整備については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において補助が行われることとなるため、本交付金においては、以下の事業について積極的に取り組まれない。

平成22年度新規

低所得高齢者の居住対策：都市型ケアハウス

単身の低所得高齢者が増大している中、要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型ケアハウスを創設するもの。

平成22年度新規

施設内保育施設整備事業

介護関連施設で働く職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図るもの。

平成21年度以前からの事業

小規模福祉施設のスプリンクラー整備事業(平成21年度～)

消防法施行令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設置が義務付けられた小規模の福祉施設におけるスプリンクラー設置を支援するもの。交付金の活用により早急なスプリンクラー設置を図り、入居者の安全確保の徹底を図りたい。

介護療養病床転換に係る整備事業(平成18年度～)

平成23年度末までに介護療養病床の転換を計画的に進めていくもの。交付金を活用の上、転換整備を計画的に進めていくことが重要。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

○ 養護老人ホーム、軽費老人ホームの施設数、定員数、入所者数の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
養護老人ホーム	施設数	962	964	962	958	964
	定員	67,181	66,837	66,667	66,375	66,239
	入所者数	63,913	63,287	62,563	62,406	62,075
	入所率	95.1%	94.6%	93.8%	94.0%	93.7%
軽費老人ホーム ※A、B型含む	施設数	1,928	1,966	2,016	2,059	2,095
	定員	80,951	82,594	84,325	86,367	88,059
	入所者数	75,679	77,473	79,595	81,218	83,098
	入所率	93.5%	93.8%	94.4%	94.0%	94.4%

(出典：平成20社会福祉施設等調査（厚生労働省）。各年10月1日現在)

参考 1 養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）

○ 目的

- ・ 養護老人ホームは、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

[老人福祉法第 20 条の 4]

養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

・ 措置の理由

- * 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- * 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割をかされていない場合等

○ 設置主体

- ・ 地方公共団体又は社会福祉法人

○ 実施主体

- ・ 市町村

○ 利用対象者

- ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

○ 介護保険との関係

- ・ 平成 18 年 4 月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能
- ・ 併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

参考 2 盲養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）

○ 概要

- ・ 盲養護老人ホーム等は、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の 7 割を超える養護老人ホーム

○ 盲養護老人ホームの主な特徴

- ・ 以下の理由により視覚障害の特性に応じた職員配置
 - * 一般の養護老人ホームにおいては、晴眼者中心の処遇となりがちであり、視覚障害者にとって精神的な安定感が得られない声強いこと
 - * 視覚障害のある高齢者が自立した生活が送れるよう支援していく上で、視覚障害者に配慮された設備や環境のもとで点字の理解や歩行訓練の指導などに係る専門性が必要なこと

【養護老人ホーム】

（目的）

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を入所させ、この者の社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う措置施設

（設置主体）

地方公共団体又は社会福祉法人

（実施主体）

市町村

（利用対象者）

市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定

（介護保険との関係）

平成 18 年 4 月の介護保険法及び老人福祉法等の改正により、養護老人ホームの入所者が、介護保険の居宅サービスの利用が可能併せて、養護老人ホームが「外部サービス利用型特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

参考3 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）

○ 目的

- ・ 軽費老人ホームは、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する契約施設
- ・ 軽費老人ホームには、高齢者が車椅子生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」の3類型

[老人福祉法第20条の6]

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

(1) ケアハウス

《設置・経営主体》

地方公共団体又は社会福祉法人のほか、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の許可を受けた法人

《利用対象者》

原則として60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）

《利用料》

定められた「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」を合算した額

(2) 軽費老人ホームA型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、身寄りのない者又は家庭の事情等によって家族と同居が困難な者が入所できる施設

(3) 軽費老人ホームB型

地方公共団体又は社会福祉法人が設置、運営を行い、60歳以上の者（ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、このかぎりでない。）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活であって、自炊できる程度の健康状態の者が入所できる施設

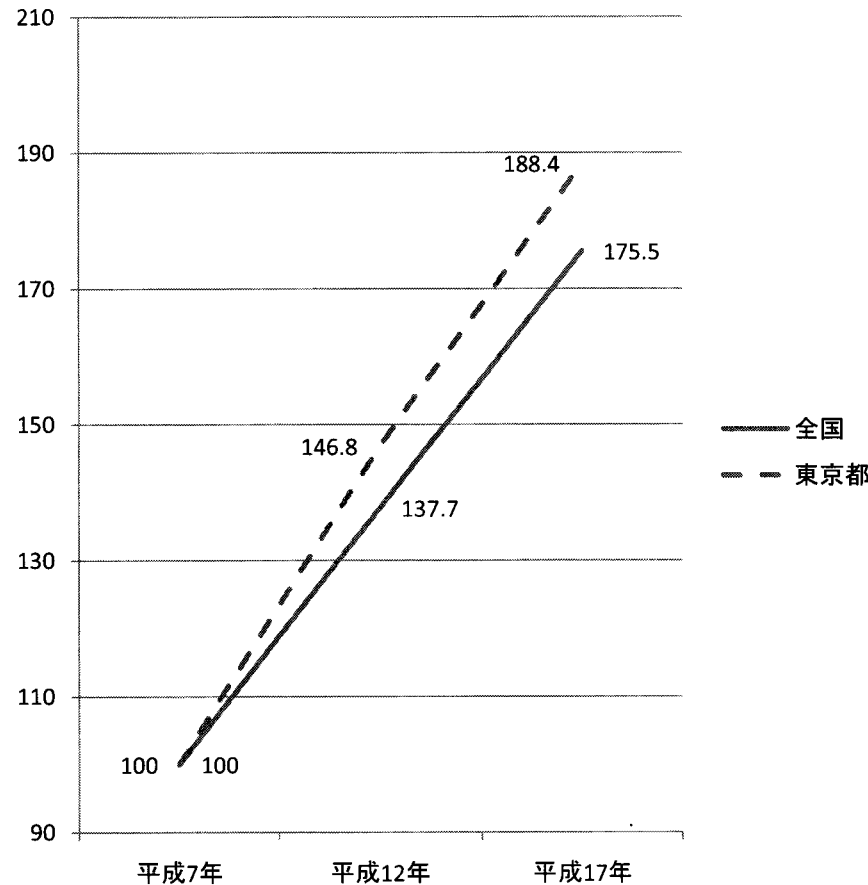
○ 介護保険との関係

- ・ 軽費老人ホームは平成12年度以降、介護保険の居宅サービスである「特定施設入所者生活介護」の事業者指定を受けることが可能

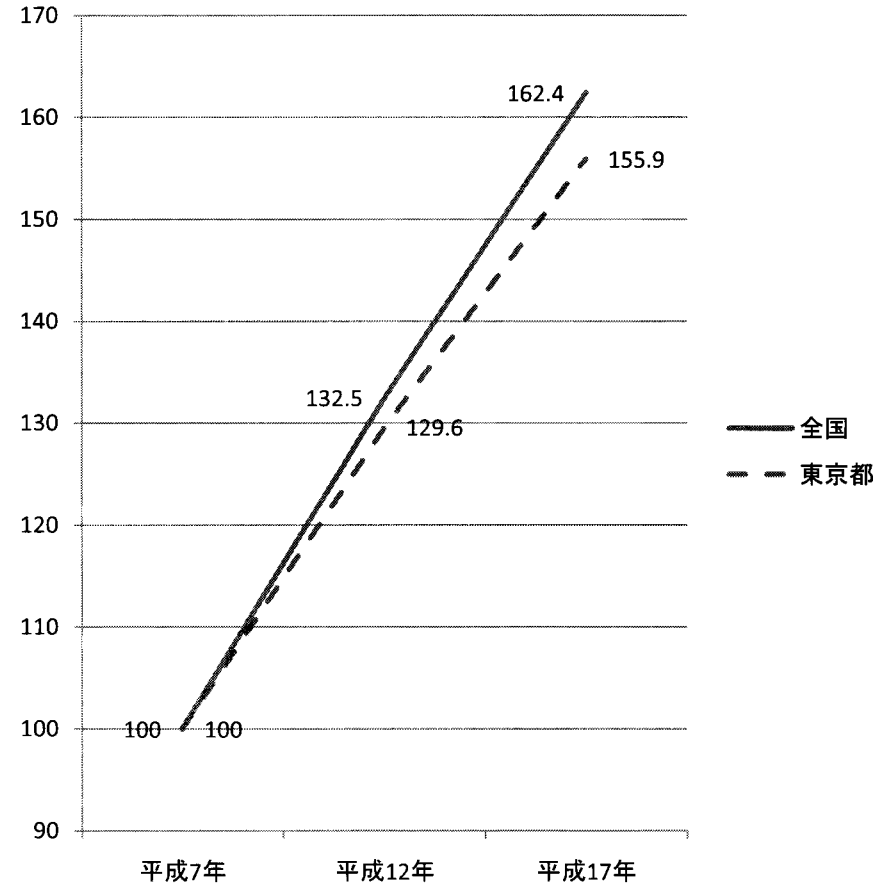
高齢者世帯の状況

高齢者世帯の増加率については、単身、高齢者のみ世帯とも大幅な伸びを示している。なお、高齢者のみ世帯の増加率については、東京都が全国平均を上回っている状況である。出典：国勢調査（総務省統計局調べ）

高齢者単独世帯の増加率 (平成7年を100とした場合)

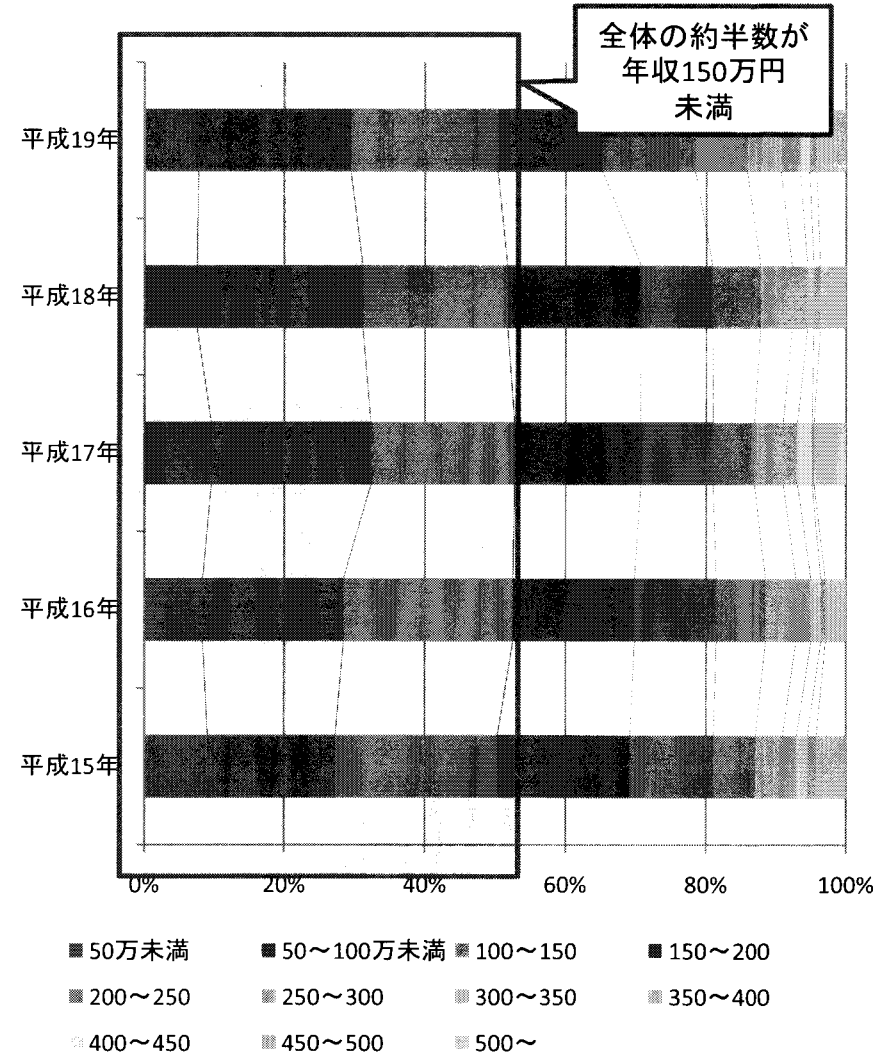
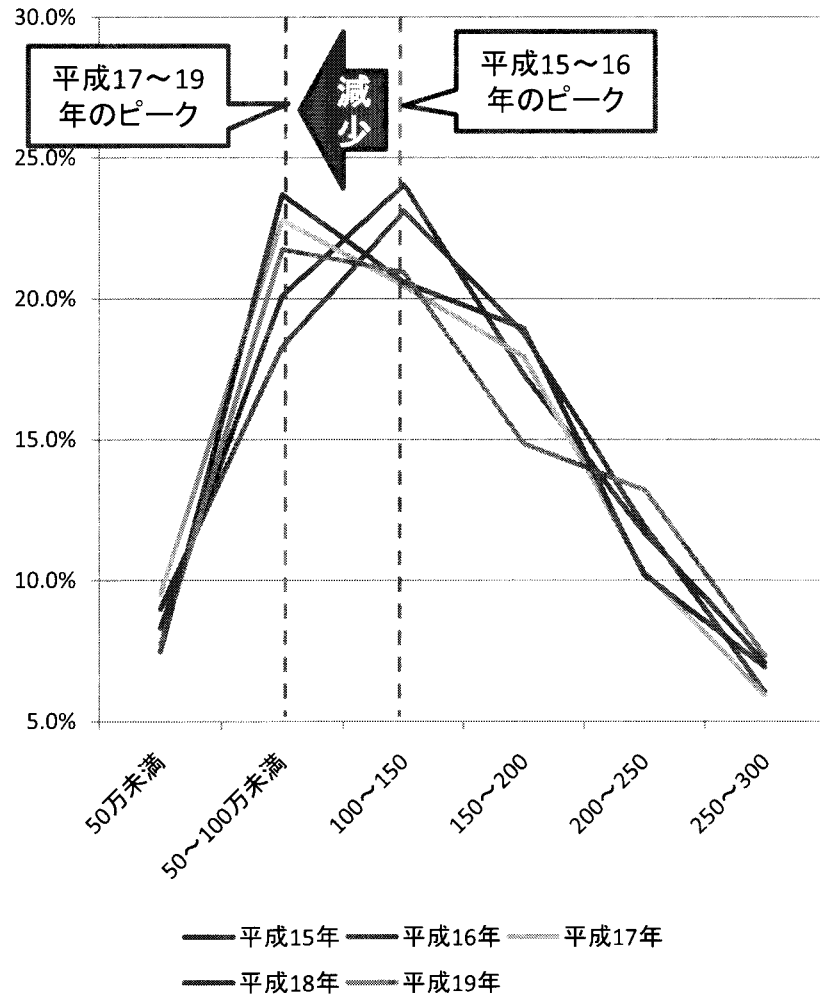


高齢者のみ世帯の増加率 (平成7年を100とした場合)



高齢者の所得の状況（単身高齢者の年間所得）

単身高齢者の年間所得状況については、最も多い所得階層の低下が見られるとともに、全体の半数が年収150万円未満（1ヶ月当たり12.5万円未満）である。
 出典：国民生活基礎調査（厚生労働省統計情報部調べ）



地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働省関係)

1. 改正の背景

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき関連法律の改正を行う。

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可、認可、承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

2. 改正の概要

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

① 児童福祉法・老人福祉法・介護保険法・障害者自立支援法の一部改正

◆ 以下の施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。

- ・ 児童福祉施設(保育所、助産施設等)及び指定知的障害児施設等(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)
- ・ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム
- ・ 指定居宅サービス(ホームヘルプ、デイサービス等)、指定介護老人福祉施設等
- ・ 指定障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援等)、指定障害者支援施設等

◆ 人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、利用定員は「標準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

◆ ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

(a) 施設・公物設置管理の基準の見直し

②職業能力開発促進法の一部改正

- ◆都道府県が行う施設外訓練及び委託訓練に関する基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆厚生労働省令で定める基準を、「参酌すべき基準」とする。

③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

- ◆認定こども園の認定要件の基準・表示基準を、都道府県の条例に委任。
- ◆入所・入園資格基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

※ ①及び③については、施行状況について再検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づき、所要の措置を講ずる。

(b) 協議、同意、許可、認可、承認の見直し

○林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正

- ◆林業労働力確保基本計画の策定・変更における農林水産大臣・厚生労働大臣への協議を「報告」とする。

(c) 計画の策定及びその手続の見直し

○医療法の一部改正

- ◆医療計画の内容のうち、地域医療支援病院等の整備目標に関する事項等に係る規定は、義務から努力義務化する。

3. 施行期日

- 2. (a)①②・・・平成23年10月1日
- (a)③・・・平成23年4月1日
- (b)(c)・・・公布の日

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について
(調査時点:平成21年10月31日)

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件数	割合
平成21年4月30日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	446件	—
平成21年5月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	163件	—
有料老人ホーム非該当等	44件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	100.0%
平成21年10月31日まで届出済	176件	31.2%
平成21年10月31日まで未届	389件	68.8%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	213件
平成21年10月31日まで届出済	176件	91件
平成21年10月31日まで未届	389件	122件

(参考)入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

※件数は指導した都道府県数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(8)
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(10)
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(4)
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(8)
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導(7)
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導(5) 等

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討について

- 昨年2月から、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」において検討(2/12・第1回、6/10・第2回)。
- 第2回検討会において、特養の医療的ケアのうち、行為の危険性や夜間実施の頻度等を考慮して、
 - ① 口腔内のたんの吸引
 - ② 胃ろうによる経管栄養について、看護職員と介護職員の役割分担等を整理した上で、具体的なモデル事業を実施することとされた。
 - ※ 例えば②のうち、チューブの接続等は看護職員が行うなど、連携・役割分担を明確にしている。
 - ※ 施設内で、実施する介護職員を特定し、その介護職員に対して指導看護師が研修・指導を実施。
 - ※ モデル事業は、以下の形で実施
 - ① 各特養の指導看護師に対して研修を実施(平成21年9月1日・2日実施)
 - ② 各特養において、看護師の指導・連携の下で介護職員が口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養を実施(～平成21年12月/125施設で実施)
 - ③ その結果を評価・分析(平成22年1月・2月)
- 3月に第3回検討会を開催し、モデル事業の実施状況を検証し、介護職員による医療的ケアの在り方についてさらに検討。

吸引(口腔内)

定義

口腔内(肉眼で確認できる範囲)に貯留した唾液、喀痰等の分泌物などの身体に不必要な物質を、陰圧を用いて体外に排除すること

体制整備

○ チームによるケア提供に必要な研修の受講
○ 業務指針を策定

実施のプロセス

※ 看護職員と介護職員の協働により実施可 看護職員のみ実施可

【入所時又は状態変化時】

STEP1 安全管理体制確保

- ・対象者の状態に関する情報の共有と報告・連絡・相談等の連携を図る
- ・口腔内及び全身の状態を観察し、吸引の必要性を確認する
- ・看護職員と介護職員で協働して実施できるか看護職員のみで実施すべきか医師からの指示等をもとに対象者を判断する

【毎朝又は当該日の第1回目実施時】

STEP2 観察判断

- ・口腔内及び全身の状態を観察する
- ・医師の指示、対象者の状態から吸引の必要性、看護と介護の協働の可能性を確認する

緊急時等

【当該日の第2回目以降】

STEP3 実施準備

- ・必要な物品を準備し、対象者のもとに運ぶ

対象者

特別養護老人ホーム配置医師の包括的な指示のもと、口腔内(肉眼で確認できる範囲)の貯留物の除去のため、吸引が必要と認められ、医師や看護職員の総合的なアセスメントの結果、チームケアにおいて、安全に実施されると判断された者

STEP4 ケア実施

- ・対象者に吸引の説明を行い、環境を整備する
- ・再度実施者により口腔内を観察する
- ・吸引を実施する

STEP5 結果確認

- ・対象者の状態を観察し、ケア責任者(看護職員)に報告する

STEP7 評価記録

- ・施行時刻、施行者名等を記録する

STEP6 片付け

- ・吸引びんは70~80%になる前に排液を捨てる
- ・使用物品をすみやかに片付ける

経管栄養(胃ろうによる栄養管理)

定義

胃内に留置した消化管チューブ・栄養チューブを通して、非経口的に流動食を注入すること

体制整備

実施のプロセス

※ 看護職員と介護職員の協働により実施可 看護職員のみ実施可

【入所時又は状態変化時】

STEP1 安全管理
体制確保

- ・対象者の状態に関する情報の共有と報告・連絡・相談等の連携を図る
- ・看護職員と介護職員で協働して実施できるか看護職員のみで実施すべきか医師からの指示等をもとに対象者を判断する

【毎朝又は当該日の第1回目実施時】

STEP2 観察判断

- ・挿入されたカテーテルの状態及び対象者の状態を観察する
- ・医師の指示、対象者の状態から注入の必要性、看護と介護の協働の可能性を確認する

緊急時等

【当該日の第2回目以降】

STEP3 実施準備

- ・必要な物品を準備し、対象者のもとに運ぶ

STEP7 評価記録

- ・施行時刻、施行者名等を記録する

STEP6 片付け

- ・使用物品をすみやかに片付ける

STEP5 結果確認

- ・食後しばらく対象者の状態を観察し、ケア責任者(看護職員)に報告する

対象者

特別養護老人ホーム配置医師の包括的な指示のもと、胃ろうによる栄養管理が必要と認められ、医師や看護職員の総合的なアセスメントの結果、チームケアにおいて、安全に実施されると判断された者

STEP4 ケア実施

- ・本人の確認と流動物の確認を行う
- ・栄養チューブが正しく挿入されているか確認する
- ・チューブを接続し、流動物をゆっくり注入する
- ・注入直後の状態を観察する

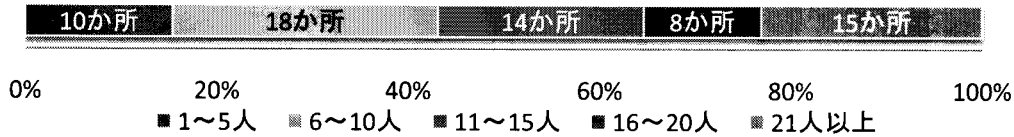
- ・注入中の状態を定期的に観察する。
- ・注入終了後、30～50mlの白湯又は茶を注入し、頭部を挙上した状態を保つ

○ チームによるケア提供に必要な研修の受講
○ 業務指針を策定

認知症サポート医養成研修事業の活用状況に関する調査結果

1. 認知症サポート医の活動状況

(1) これまでに養成された認知症サポート医の数 平均 17.9人

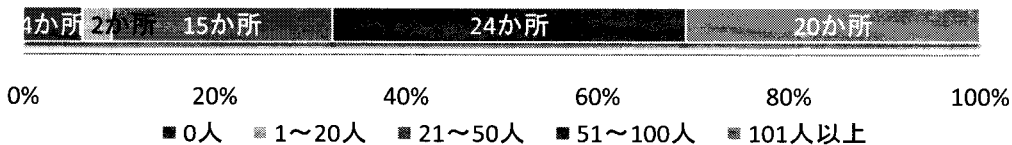


(2) 認知症サポート医の活動内容

かかりつけ医対応力向上研修に係る活動 (内訳)	63か所 (96.9%)
かかりつけ医対応力向上研修の企画・立案	44か所 (67.7%)
かかりつけ医対応力向上研修の講師	61か所 (93.8%)
地域における認知症の人への支援体制の構築に係る活動 (内訳)	45か所 (69.2%)
認知症医療の地域連携体制の構築	20か所 (30.8%)
地域包括支援センターとの連携体制の構築	16か所 (24.6%)
介護保険サービス事業所との連携関係の構築	5か所 (7.7%)
地域住民の啓発	21か所 (32.3%)
その他	19か所 (29.2%)

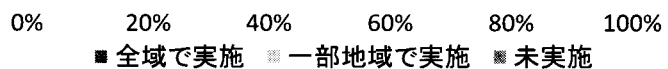
- ・ 認知症地域支援体制構築等推進事業への参加
- ・ 市町村単位での認知症予防事業や家族交流会での講演、個別面談等での参加
- ・ 認知症診断にかかる相談窓口として、問い合わせがあった場合に紹介
- ・ 認知症地域支援体制構築推進会議委員、キャラバンメイト養成研修の講師
- ・ 認知症高齢者を支援する家族への支援事業
- ・ かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役
- ・ 県で設置する認知症関係委員会・会議等の委員
- ・ 認知症対策連携強化事業(地域包括支援センターの嘱託医)

(3) 平成21年度かかりつけ医対応力向上研修受講者数 平均 100.7人 (東京都除く 86.8人)

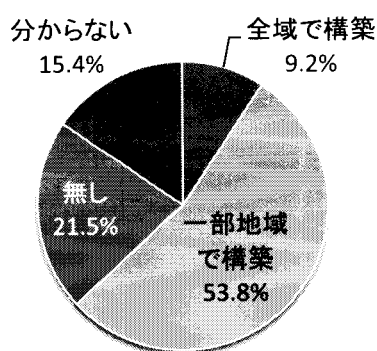


2. 地域の認知症サポート医リストの情報提供

(1) 地域包括支援センターへの情報提供	38か所	7か所	20か所
(2) 地域住民への情報提供	25か所	1か所	36か所
(3) 認知症サポート医への情報提供	30か所	5か所	29か所



3. 認知症サポート医を含めた関連機関によるネットワークの有無



○ 「全域で構築」又は「一部地域で構築」を選択した場合
当該ネットワークの運営主体となっている機関

都道府県・指定都市	9か所
市町村(指定都市を除く)	21か所
個人の認知症サポート医	5か所
地域医師会	11か所
認知症疾患医療センター	7か所
専門医療機関(疾患センターを除く)	2か所
地域包括支援センター	14か所
その他	2か所

4. 認知症サポート医を含めた継続研修の有無

認知症サポート医を含めた継続研修を実施している	24か所 (36.9%)
都道府県・指定都市事業として実施	16か所 (24.6%)
地域医師会等の独自事業として実施	10か所 (15.4%)

5. 認知症に関する独自の取組み

(東京都)

- ・ 老人性認知症専門医療事業
→ 顕著な精神症状を伴う認知症患者に対し、専門医療と相談支援を一体的に提供。また、老人性認知症専門病棟の運営を支援。
- ・ 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
→ 認知症に対応可能な医療機関情報の検索機能を新設し、簡単・詳細な条件での検索を可能としている。
- ・ 「かかりつけ医・認知症サポート医名簿」の公表
→ 東京都の認知症対策サイト「とうきょう認知症ナビ」にて、名簿の公表に同意の得られたサポート医・かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者の情報を区市町村ごとに公表。

(滋賀県)

- ・ かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者を県医師会と協働で「認知症相談医」として認定しPR。
- ・ 福祉圏域単位で県健康福祉事務所が認知症相談医のフォローアップ研修(継続研修)を実施。

(広島県)

- ・ かかりつけ医の日ごろの診療を支援するため、認知症サポート医による相談体制を構築。
- ・ 認知症の人や家族等の認知症理解を促し、早期発見・診断、その後の適切な医療や介護の提供につなげていくことを目的として、研修修了者を「オレンジドクター」(もの忘れ・認知症相談医)として周知を図り、併せて認知症の早期症状、診断方法や症状に応じた適切な医療や介護のサービスの利用方法などを掲載した患者説明用のパンフレット等を作成し、研修修了者等に配付。

(山口県)

- ・ 山口地域で「認知症地域ケア連携システム構築事業」を実施。
→ 認知症サポート医、かかりつけ医、認知症専門医、地域包括支援センター等による連携システムの構築、診療連携を進めるため、医師・地域の専門職との合同研修会の実施。

(静岡市)

- ・ 早期発見・早期受診・治療のためのシステムづくりにむけて、認知症サポート医及び医師会有志が中心となって早期発見のためのチェックシートを作成。今後、市内の一部地域包括支援センターでの相談事業において試用する予定。

○ 認知症高齢者グループホームに関する調査結果について

(老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室調べ)

平成21年10月1日現在における認知症高齢者グループホームの現状について、各都道府県を通じ市町村から報告のあったデータを取りまとめた結果は、次のとおりである。

1 指定事業所数	9,785 事業所
総ユニット数	16,276 ユニット
総定員数	144,708 人

(参考) 昨年度指定事業所数：9,393事業所 (平成20年10月1日現在)

2 法人種別×事業所数

法人種別	事業所数 (割合)	ユニット数 (平均)	定員数 (平均)	(参考) 昨年度指定事業所数
社会福祉法人	2,229 (22.8%)	3,387 (1.52)	30,056 (13.5)	2,117 (22.5%)
医療法人	1,737 (17.8%)	3,065 (1.76)	27,339 (15.7)	1,695 (18.0%)
株式会社	2,560 (26.2%)	4,742 (1.85)	42,373 (16.6)	2,367 (25.2%)
有限会社	2,600 (26.6%)	4,163 (1.60)	36,908 (14.2)	2,585 (27.5%)
NPO法人	501 (5.1%)	680 (1.36)	5,930 (11.8)	488 (5.2%)
その他	158 (1.6%)	239 (1.51)	2,102 (13.3)	141 (1.5%)
合計	9,785 (100%)	16,276 (1.66)	144,708 (14.8)	9,393 (100%)

(注) 昨年度指定事業所数は、平成20年10月1日現在

3 事業形態

(1) 単独・併設の別

単独型	5,966 (61.0%)	併設型	3,819 (39.0%)
-----	---------------	-----	---------------

(2) 併設施設の種別

施設種別	事業所数	施設種別	事業所数	施設種別	事業所数
特養	121	特養+老健	3	医療+通所	17
老健	226	特養+通所	226	通所+認通	70
医療	32	特養+通所+認通	52	通所+小規模	46
通所	831	特養+老健+通所	6	その他	1,489
認通	275	老健+通所	30		
小規模	381	老健+医療	14		

注1 表中の「特養」は特別養護老人ホーム、「老健」は介護老人保健施設、「医療」は介護療養型医療施設、「通所」は通所介護、「小規模」は小規模多機能型居宅介護事業所、「認通」は認知症対応型通所介護を指す。

注2 「その他」は、ケアハウス、有料老人ホーム、養護老人ホームなどのほか、上記表中以外の組み合わせである。

(3) 新規サービス対応状況

サービス種別	事業所数
認知症対応型通所介護 (共用型)	553
短期利用共同生活介護	1,008

4 利用料（月額）

費用月額	家賃	食材料費	光熱水費
10,000円未満	225 (2.3%)	0 (0.0%)	1,940 (19.8%)
10,000円以上 20,000円未満	639 (6.5%)	78 (0.8%)	4,300 (43.9%)
20,000円以上 30,000円未満	1,422 (14.5%)	1,516 (15.5%)	1,755 (17.9%)
30,000円以上 40,000円未満	2,377 (24.3%)	5,566 (56.9%)	185 (1.9%)
40,000円以上 50,000円未満	1,827 (18.7%)	2,259 (23.1%)	18 (0.2%)
50,000円以上 60,000円未満	1,251 (12.8%)	279 (2.9%)	4 (0.0%)
60,000円以上 80,000円未満	1,662 (17.0%)	64 (0.7%)	0 (0.0%)
80,000円以上100,000円未満	288 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
100,000円以上150,000円未満	85 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
150,000円以上200,000円未満	4 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
200,000円以上	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
実費		23 (0.2%)	188 (1.9%)
分類不能			1,395 (14.3%)
全国平均	42,669円	35,606円	14,526円

注1 食材料費及び光熱水費（月額）は、日額×30.4日で計算。

注2 「分類不能」とは、共益費等の他の経費と包括的に徴収している等により、光熱水費のみの費用として記入出来ないものをいう。

5 入居一時金

入居一時金	事業所数
有り	3,252
（内訳）	
未回答	0
200,000円未満	1,609
200,000円以上 400,000円未満	1,322
400,000円以上 600,000円未満	228
600,000円以上 800,000円未満	43
800,000円以上1,000,000円未満	19
1,000,000円以上	31
無し	6,533
全国平均	237,185円

6 介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者の配置状況

	事業所数
1名以上配置している	9,596 (98.1%)
配置していない	189 (1.2%)

7 看護師又は准看護師の資格を有する者の配置状況

	事業所数
1名以上配置している	4,667 (47.7%)
（内訳）	
看護師	3,281 (33.5%)
准看護師	2,333 (23.8%)
配置していない	5,118 (52.3%)

8 介護報酬における加算の取得状況（複数回答）

加算の種類	届出事業所数
医療連携体制加算	6324 (64.6%)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	1360 (13.9%)
サービス提供体制加算(Ⅱ)	2738 (28.0%)
サービス提供体制加算(Ⅲ)	2202 (22.5%)

加算の種類	届出事業所数
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1622 (16.6%)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	213 (2.2%)
夜間ケア加算	353 (3.6%)
若年性認知症利用者受入加算	2874 (29.4%)

9 医療連携体制加算取得事業所における看護師の確保方法（複数回答）

確保方法	事業所数	
常勤の看護師を確保	1,811	
非常勤の看護師を確保	2,322	
契約により確保	3,000	
(契約先)	訪問看護ステーション	1,536
	病院、診療所	1,677
	その他	198

10 利用者の看取りの有無（平成20年10月1日～平成21年9月30日の間）

看取りの有無	事業所数	(平均看取り数 1.53人)
有り	1,802 (18.4%)	
無し	7,983 (81.6%)	

11 運営推進会議の状況

(1) 年間開催回数（平成20年度実績）

開催回数	未開催	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上
事業所数	787 (8.0%)	515 (5.3%)	738 (7.5%)	964 (9.9%)	1408 (14.4%)	1183 (12.1%)	4105 (42.0%)	85 (0.9%)

(2) メンバー構成（複数回答）

職種	事業所数	組み合わせ	事業所数
介護従事者	3,663	介+住+利+学+自	662
地域住民	9,237	介+住+利+自	2,535
利用者	9,068	住+利+学+自	784
学識経験者	1,648	住+利+自	4,365
自治体職員	8,828	住+自	193
その他	1,906	その他	1,439

注 表中の「介」は介護従事者、「住」は地域住民、「利」は利用者、「学」は学識経験者、「自」は自治体職員を指す。

12 質の向上への取組み

	事業所数	(参考) 前回調査
今年度、研修を受講させた（させる予定のある）事業所	7,254 (74.1%)	5,452 (58.0%)
(内訳)	管理者	3,675 (37.6%)
	介護従業者	5,499 (56.2%)
	計画作成担当者	4,104 (41.9%)
今年度、研修を受講させる予定のない事業所	2,531 (25.9%)	3,941 (42.0%)

注 ここでいう研修とは、次のいずれかの研修をいう。
認知症介護指導者研修／認知症対応型サービス事業管理者研修／認知症介護実践者研修／認知症介護実践リーダー研修

13 都道府県別高齢者人口（1,000人あたり）に対するグループホームの定員数の割合

	高齢者人口 (a)	定員数 (b)	高齢者人口比 (千人あたり) (b)/(a)*1000
1 北海道	1,305千人	12,367	9.48 (6)
2 青森県	340千人	4,662	13.71 (1)
3 岩手県	355千人	1,231	3.47 (41)
4 宮城県	504千人	2,791	5.54 (20)
5 秋田県	315千人	2,068	6.57 (14)
6 山形県	317千人	1,664	5.25 (22)
7 福島県	496千人	2,287	4.61 (25)
8 茨城県	632千人	4,479	7.09 (11)
9 栃木県	424千人	1,338	3.16 (44)
10 群馬県	452千人	2,438	5.39 (21)
11 埼玉県	1,361千人	5,265	3.87 (34)
12 千葉県	1,233千人	4,624	3.75 (36)
13 東京都	2,599千人	4,484	1.73 (47)
14 神奈川県	1,715千人	8,357	4.87 (24)
15 新潟県	611千人	2,205	3.61 (39)
16 富山県	278千人	1,165	4.19 (31)
17 石川県	267千人	2,337	8.75 (9)
18 福井県	197千人	722	3.66 (38)
19 山梨県	206千人	687	3.33 (43)
20 長野県	554千人	1,986	3.58 (40)
21 岐阜県	481千人	3,180	6.61 (13)
22 静岡県	860千人	4,425	5.15 (23)
23 愛知県	1,419千人	5,421	3.82 (35)
24 三重県	434千人	1,858	4.28 (29)
25 滋賀県	276千人	1,111	4.03 (33)
26 京都府	588千人	1,324	2.25 (46)
27 大阪府	1,868千人	6,963	3.73 (37)
28 兵庫県	1,233千人	4,212	3.42 (42)
29 奈良県	318千人	1,281	4.03 (32)
30 和歌山県	264千人	1,120	4.24 (30)
31 鳥取県	152千人	978	6.43 (17)
32 島根県	207千人	1,350	6.52 (15)
33 岡山県	473千人	4,083	8.63 (10)
34 広島県	660千人	4,003	6.07 (19)
35 山口県	394千人	1,786	4.53 (27)
36 徳島県	207千人	2,189	10.57 (4)
37 香川県	249千人	1,525	6.12 (18)
38 愛媛県	370千人	4,082	11.03 (3)
39 高知県	215千人	1,955	9.09 (7)
40 福岡県	1,084千人	7,642	7.05 (12)
41 佐賀県	205千人	1,850	9.02 (8)
42 長崎県	363千人	4,685	12.91 (2)
43 熊本県	457千人	2,067	4.52 (28)
44 大分県	311千人	1,415	4.55 (26)
45 宮崎県	286千人	1,847	6.46 (16)
46 鹿児島県	447千人	4,653	10.41 (5)
47 沖縄県	237千人	546	2.30 (45)
全 国	28,216千人	144,708	5.13

注 「高齢者人口」は、総務省統計局「平成20年10月1日現在推計人口」より

照 会 先	法人格 特定非営利活動法人
	地域ケア政策ネットワーク
	団体名 全国キャラバン・メイト連絡協議会
	担当者名 土屋、門倉
	Tel03-3266-0551 Fax03-3266-1670
	E-mail caravanmate@orange.email.ne.jp

「認知症サポーター100万人キャラバン」実施状況

平成21年12月31日現在

1. 認知症サポーターの人数

認知症サポーター数（キャラバン・メイト43,329人を含む） 合計 1,469,595人

※カウント数外：計画書の提出があり報告書が未提出のサポーター数=145,939人

※平成21年12月31日現在（平成21年12月31日までに提出された実施報告書に基づく）

《内訳》

◎認知症サポーター数 1,426,266人（講座開催回数 38,458回）

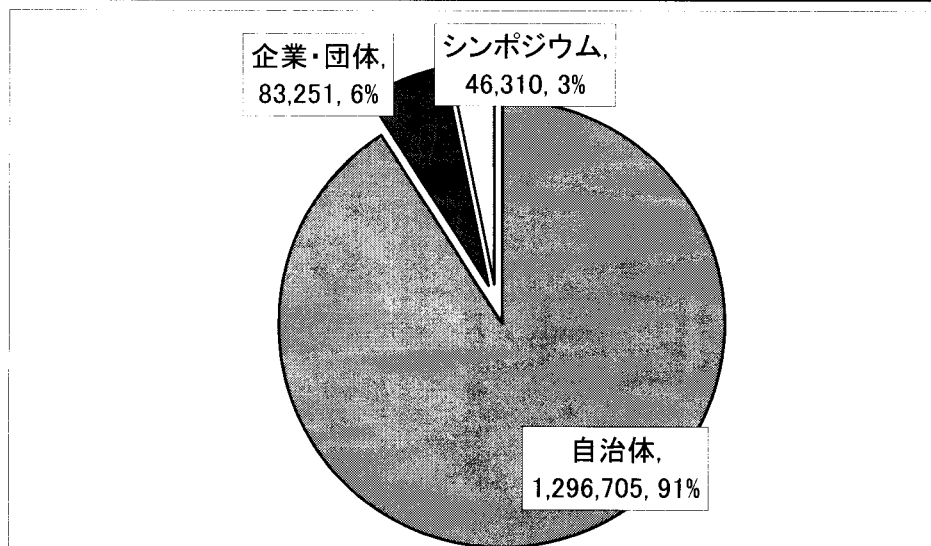
◎キャラバン・メイト数 43,329人

① 年度別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

年 度 別	サポーター数	講座開催回数
17年度	29,982	323
18年度	138,436	2,858
19年度	279,787	6,974
20年度	479,860	13,629
21年度（～12月末）	498,201	14,674
合 計	1,426,266	38,458

② 実施主体別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

実施主体別	サポーター数	講座開催回数
自治体・地域において養成されたサポーター（自治体型）	1,296,705	35,946
全国規模の企業・団体により養成されたサポーター（企業・団体型）	83,251	2,313
広域からの参加者によるシンポジウム・フォーラムによるサポーター（啓発型）	46,310	199
合 計	1,426,266	38,458

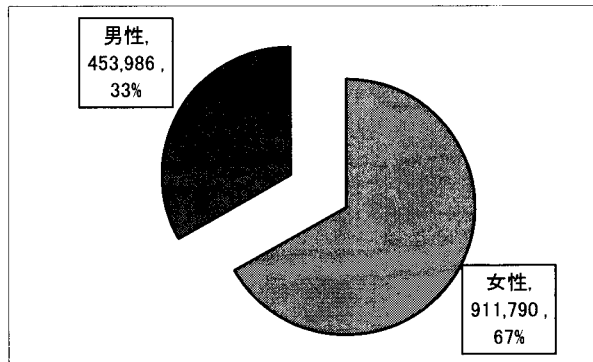


2. サポーターの性別・年代別構成

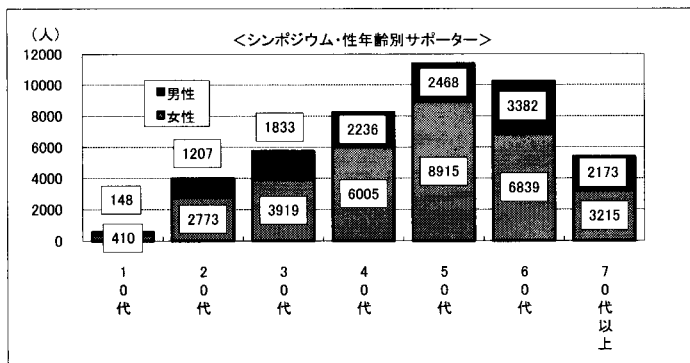
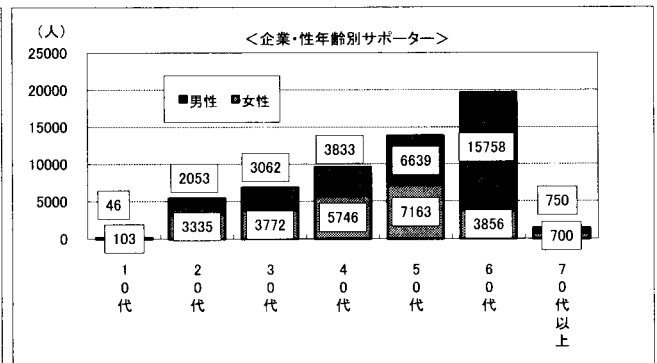
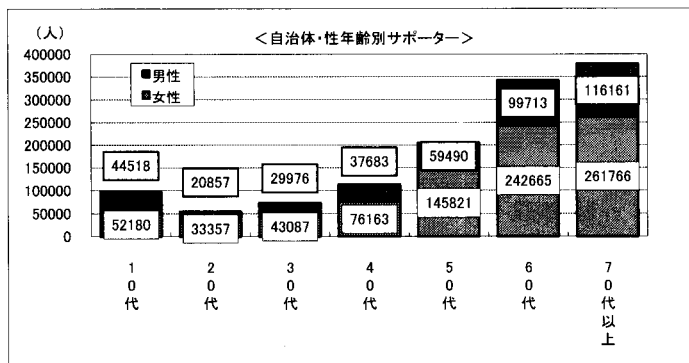
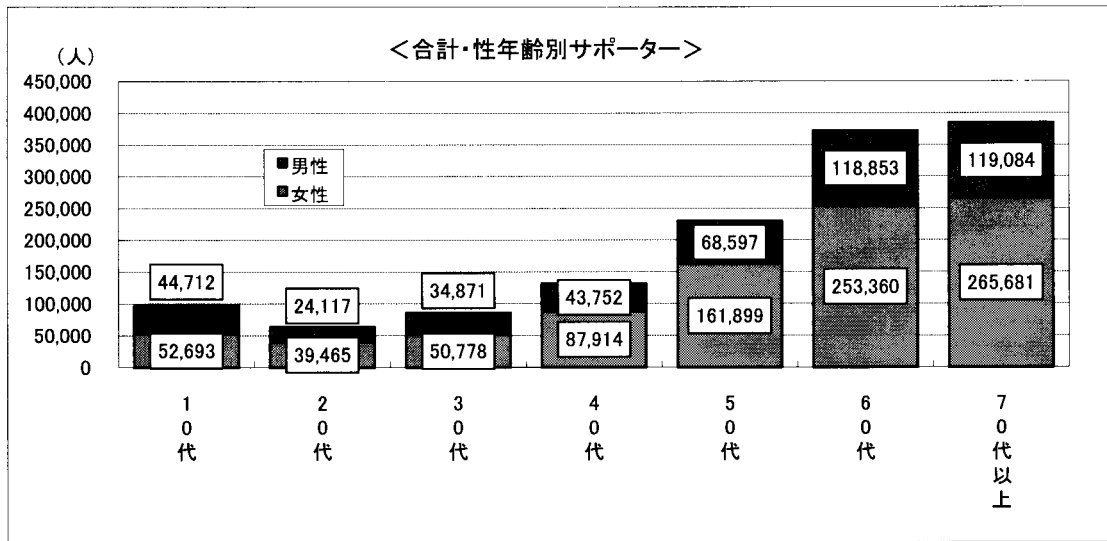
性別・年代別構成（年代、性別の回答のあったもののみ）

サポーターの男女別割合

	合計		
	女性	男性	合計
10代	52,693	44,712	97,405
20代	39,465	24,117	63,582
30代	50,778	34,871	85,649
40代	87,914	43,752	131,666
50代	161,899	68,597	230,496
60代	253,360	118,853	372,213
70代以上	265,681	119,084	384,765
合計	911,790	453,986	1,365,776



※年代別の回答がなかったものは除く。



3. 自治体・地域でのサポーター養成

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (~12月末)	合計
サポーター数	12,042	114,579	257,737	449,713	462,634	1,296,705

①「認知症サポーター養成講座」実施自治体数

1422 自治体

1. 事務局設置自治体数

1333 自治体

2. 事務局未設置で講座が開催されている自治体数

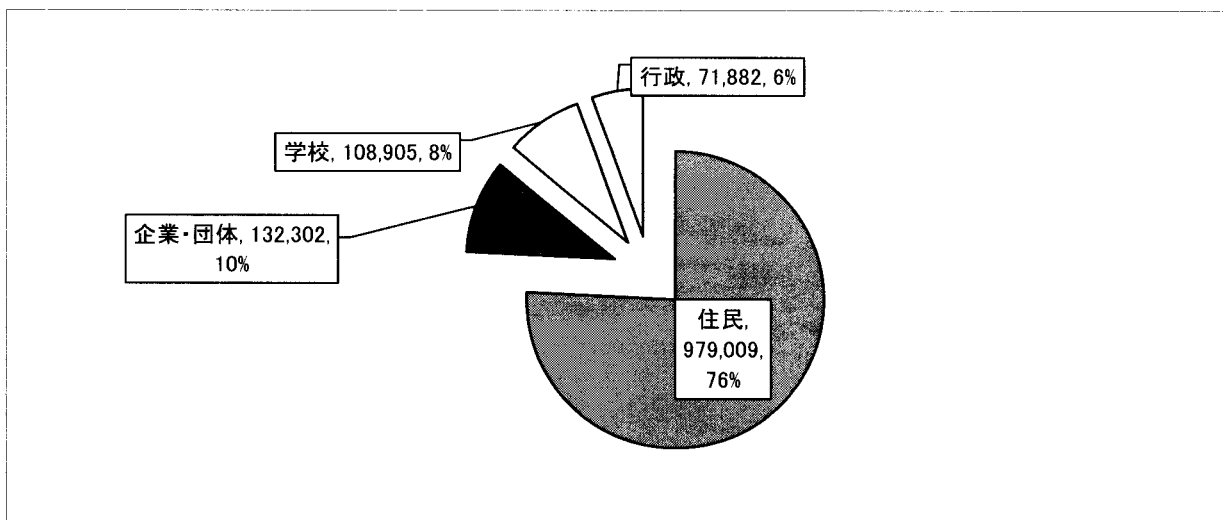
89 自治体

(独立型メイトによる講座が開催されている市町村・都道府県数、
都道府県が実施主体となって講座が開催されている市町村数)

②受講対象者分類別サポーター数

対象者分類	サポーター数	講座開催数
1 住民	979,009	28,748
2 企業・団体	132,302	3,510
3 学校	108,905	1,794
4 行政	71,882	1,764

受講対象者別サポーターの割合



③-1 都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数

平成21年12月31日現在

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回 数	メイト数 (※1)	活動メイト 数	非活動メイト 数	サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占 める割合 (メイト+サ ポーター 数)	メイト+サ ポーター1 人当たり担 当高齢者人 口	総人口 10000人当 たりの講座 開催回数
全国	127,066,178	27,411,466	21.6%	35,946	40,512	35,488	5,024	1,296,705	1,337,217	1.052%	20	2.829
北海道	5,571,770	1,279,457	23.0%	1,874	3,209	2,356	853	61,312	64,521	1.158%	20	3.363
青森県	1,430,543	342,850	24.0%	211	296	276	20	9,464	9,760	0.682%	35	1.475
岩手県	1,366,652	352,341	25.8%	979	673	512	161	39,564	40,237	2.944%	9	7.163
宮城県	2,334,874	495,463	21.2%	606	669	528	141	23,892	24,561	1.052%	20	2.595
秋田県	1,130,823	317,054	28.0%	261	546	540	6	7,191	7,737	0.684%	41	2.308
山形県	1,194,071	316,371	26.5%	432	516	323	193	16,057	16,573	1.388%	19	3.618
福島県	2,075,555	489,889	23.6%	1,041	667	605	62	34,478	35,145	1.693%	14	5.016
茨城県	2,982,000	622,278	20.9%	384	514	370	144	20,370	20,884	0.700%	30	1.288
栃木県	2,006,701	415,782	20.7%	657	742	705	37	25,595	26,337	1.312%	16	3.274
群馬県	2,012,151	445,145	22.1%	422	451	375	76	24,542	24,993	1.242%	18	2.097
埼玉県	7,067,336	1,303,883	18.4%	1,136	895	850	45	43,551	44,446	0.629%	29	1.607
千葉県	6,090,799	1,178,043	19.3%	1,444	1,670	1,539	131	57,416	59,086	0.970%	20	2.371
東京都	12,462,196	2,435,567	19.5%	2,777	2,246	2,010	236	88,931	91,177	0.732%	27	2.228
神奈川県	8,798,289	1,644,737	18.7%	1,197	1,887	1,659	228	46,533	48,420	0.550%	34	1.360
新潟県	2,413,103	603,568	25.0%	847	1,342	1,272	70	27,077	28,419	1.178%	21	3.510
富山県	1,106,340	272,379	24.6%	727	628	562	66	23,792	24,420	2.207%	11	6.571
石川県	1,167,151	261,152	22.4%	562	596	547	49	19,340	19,936	1.708%	13	4.815
福井県	815,344	192,847	23.7%	364	462	361	101	17,730	18,192	2.231%	11	4.464
山梨県	871,481	203,921	23.4%	292	405	273	132	9,289	9,694	1.112%	21	3.351
長野県	2,176,806	546,789	25.1%	907	1,283	1,163	120	23,249	24,532	1.127%	22	4.167
岐阜県	2,095,484	473,233	22.6%	662	922	820	102	22,824	23,746	1.133%	20	3.159
静岡県	3,775,400	839,982	22.2%	1,199	1,044	928	116	48,041	49,085	1.300%	17	3.176
愛知県	7,185,744	1,366,398	19.0%	2,247	1,515	1,299	216	82,459	83,974	1.169%	16	3.127
三重県	1,856,282	425,896	22.9%	776	979	912	67	27,647	28,626	1.542%	15	4.180
滋賀県	1,377,886	269,233	19.5%	938	800	713	87	35,740	36,540	2.652%	7	6.808
京都府	2,558,542	565,629	22.1%	1,110	2,105	1,883	222	34,693	36,798	1.438%	15	4.338
大阪府	8,670,302	1,773,824	20.5%	1,614	1,574	1,412	162	58,217	59,791	0.690%	30	1.862
兵庫県	5,582,230	1,187,654	21.3%	1,493	1,317	1,270	47	51,112	52,429	0.939%	23	2.675
奈良県	1,419,626	310,776	21.9%	220	381	348	33	10,717	11,098	0.782%	28	1.550
和歌山県	1,045,973	264,111	25.3%	269	478	405	73	7,579	8,057	0.770%	33	2.572
鳥取県	602,411	150,052	24.9%	279	439	317	122	9,062	9,501	1.577%	16	4.631
島根県	733,123	205,700	28.1%	252	347	254	93	9,364	9,711	1.325%	21	3.437
岡山県	1,948,250	461,322	23.7%	840	558	558	0	24,923	25,481	1.308%	18	4.312
広島県	2,864,167	639,903	22.3%	988	866	808	58	34,957	35,823	1.251%	18	3.450
山口県	1,479,840	391,440	26.5%	567	696	614	82	18,542	19,238	1.300%	21	3.831
徳島県	805,951	204,228	25.3%	313	385	263	122	9,191	9,576	1.188%	21	3.884

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回 数	メイト数 (※1)	活動メイト 数	非活動メイ ト数	サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占 める割合 (メイト+ サポー ター)	メイト+サ ポーター1 人当たり担 当高齢者人 口	総人口 10000人当 たりの講座 開催回数
香川県	1,019,333	246,378	24.2%	196	175	137	38	7,461	7,636	0.749%	32	1.923
愛媛県	1,471,510	368,229	25.0%	761	792	643	149	26,518	27,310	1.856%	13	5.172
高知県	784,038	212,088	27.1%	230	667	608	59	8,700	9,367	1.195%	23	2.934
福岡県	5,030,818	1,050,467	20.9%	1,008	1,213	1,136	77	36,842	38,055	0.756%	28	2.004
佐賀県	864,738	202,370	23.4%	197	427	375	52	6,067	6,494	0.751%	31	2.278
長崎県	1,469,197	362,043	24.6%	403	433	433	0	12,645	13,078	0.890%	28	2.743
熊本県	1,844,644	452,408	24.5%	918	766	738	28	48,563	49,329	2.674%	9	4.977
大分県	1,215,388	306,661	25.2%	398	360	239	121	14,468	14,828	1.220%	21	3.275
宮崎県	1,161,026	284,119	24.5%	354	776	775	1	9,292	10,068	0.867%	28	3.049
鹿児島県	1,739,075	446,385	25.7%	425	580	580	0	17,157	17,737	1.020%	25	2.444
沖縄県	1,391,215	231,421	16.6%	169	220	195	25	4,551	4,771	0.343%	49	1.215

※平成21年12月31日までに提出された実施報告書による

※窓口：連絡先として設置されている自治体等を含む

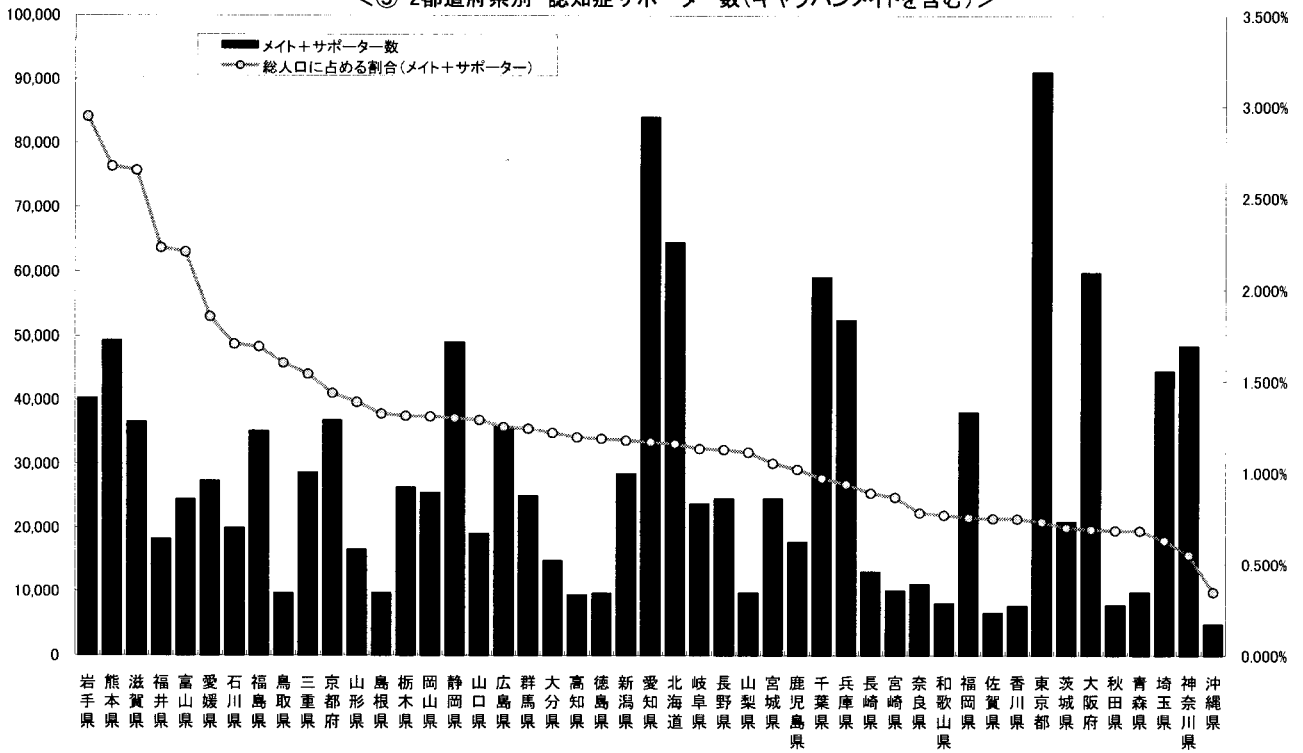
※登録から2年未満のキャラバン・メイトは、活動メイトとしている

※登録から2年間にわたり講座開催実績のないキャラバン・メイトは、非活動メイトとしている

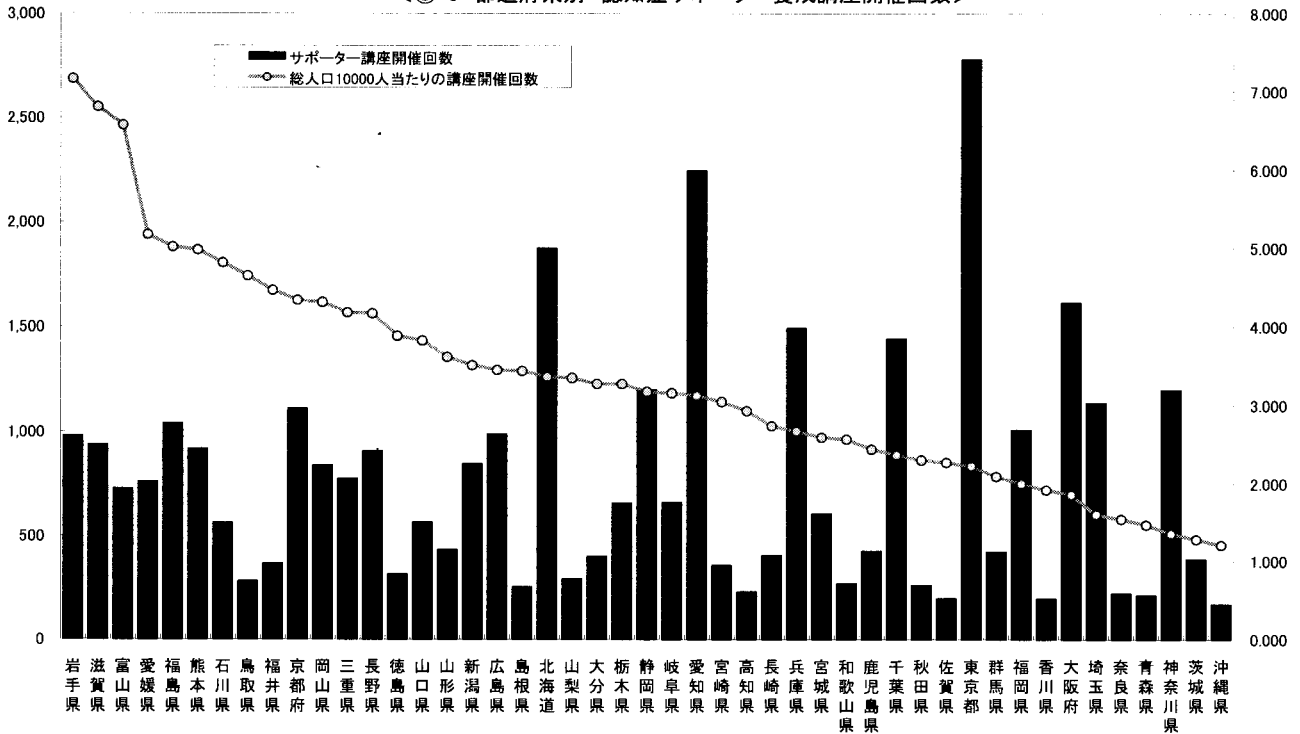
※人口、高齢者人口：総務省発表 住民基本台帳による（平成20年3月31日現在）

都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数、開催回数

＜③-2 都道府県別 認知症サポーター数(キャラバンメイトを含む)＞



＜③-3 都道府県別 認知症サポーター養成講座開催回数＞



平成20年度認知症介護研修等受講者数等調べ

(単位:人)

	認知症介護実践者等養成事業								認知症地域医療支援事業			
	認知症対応型サービス事業 管理者研修		小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修		認知症対応型サービス事業 開設者研修		フォローアップ研修		認知症サポート医養成研修		かかりつけ医 認知症対応力向上研修	
	平成20年度 修了者	累計 (17~20)	平成20年度 修了者	累計 (18~20)	平成20年度 修了者	累計 (18~20)	平成20年度 修了者	累計 (16~20)	平成20年度 修了者	累計 (17~20)	平成20年度 修了者	累計 (18~20)
1 北海道	347	1,583	45	166	54	174	2	10	3	12	106	312
2 青森県	77	362	21	106	39	135	2	9	0	9	0	425
3 岩手県	92	329	34	104	33	137	2	9	0	9	37	376
4 宮城県	71	262	16	31	20	56	2	8	2	2	54	104
5 秋田県	77	373	19	62	37	128	1	7	2	7	83	83
6 山形県	141	316	45	113	17	60	3	14	4	14	0	207
7 福島県	162	585	37	135	17	124	2	10	0	3	123	440
8 茨城県	276	683	26	108	39	154	1	9	1	6	128	423
9 栃木県	74	242	36	97	21	79	2	10	4	16	158	239
10 群馬県	154	740	20	113	52	144	0	1	3	9	102	291
11 埼玉県	145	504	32	94	47	175	0	2	3	9	100	279
12 千葉県	215	885	30	71	39	117	0	1	11	26	50	343
13 東京都	305	1,055	40	103	40	135	1	8	17	60	699	2,369
14 神奈川県	110	640	27	77	45	123	1	5	72	176	97	421
15 新潟県	135	535	24	122	13	104	1	3	5	13	132	443
16 富山県	62	201	21	54	14	55	0	5	2	8	74	148
17 石川県	80	321	20	39	20	45	1	7	8	17	115	271
18 福井県	62	233	20	89	14	65	2	10	0	5	92	201
19 山梨県	35	103	17	58	7	41	1	4	1	10	67	208
20 長野県	149	373	23	61	36	102	2	8	5	17	122	130
21 岐阜県	121	564	33	86	31	94	1	5	3	12	189	633
22 静岡県	120	483	28	101	16	93	2	12	9	28	113	455
23 愛知県	188	674	35	89	40	140	1	10	7	16	221	578
24 三重県	120	452	21	80	22	70	2	6	3	10	99	239
25 滋賀県	86	269	17	51	14	69	1	10	7	21	11	201
26 京都府	62	231	23	92	14	69	1	3	0	4	90	217
27 大阪府	145	482	48	122	49	185	3	11	4	10	0	371
28 兵庫県	157	727	75	219	45	168	1	4	6	17	57	199
29 奈良県	64	292	15	39	10	42	1	4	1	14	163	678
30 和歌山県	93	356	21	91	16	89	2	14	2	13	98	406
31 鳥取県	76	345	24	221	13	53	3	14	4	13	77	204
32 島根県	50	251	28	114	28	120	2	9	0	7	0	111
33 岡山県	203	1,043	48	112	64	174	0	2	0	2	282	875
34 広島県	160	398	58	161	44	140	2	10	1	9	251	698
35 山口県	85	314	30	102	23	90	1	6	4	13	97	192
36 徳島県	103	436	31	81	34	82	1	5	2	7	207	538
37 香川県	107	433	20	66	9	71	1	5	1	7	110	477
38 愛媛県	195	819	50	146	45	155	2	8	1	8	207	413
39 高知県	133	342	11	51	14	69	1	5	3	10	173	338
40 福岡県	257	1,137	64	197	71	307	2	8	4	9	166	438
41 佐賀県	83	299	14	50	22	85	2	8	1	5	0	0
42 長崎県	201	723	25	92	58	156	1	8	3	11	3	303
43 熊本県	111	438	28	117	18	99	2	10	6	15	149	302
44 大分県	110	452	20	100	33	129	2	11	3	12	74	262
45 宮崎県	109	335	32	98	31	115	0	5	6	10	0	0
46 鹿児島県	140	508	19	83	67	247	1	4	3	19	107	656
47 沖縄県	72	240	30	97	12	72	3	13	2	4	70	169
48 札幌市	223	817	27	73	18	63	2	8	2	8	75	243
49 仙台市	61	162	9	16	7	17	3	14	2	8	36	88
50 さいたま市	28	76	5	16	3	16	0	1	1	4	28	68
51 千葉市	67	179	18	44	14	41	0	2	1	5	47	51
52 川崎市	30	118	4	21	6	25	0	0	3	8	112	195
53 横浜市	170	487	23	73	26	109	2	13	6	20	326	498
54 新潟市	48	97	21	49	5	14	0	0	0	0	0	0
55 静岡市	60	187	9	30	8	40	1	1	2	4	42	42
56 浜松市	40	80	11	20	14	25	1	1	2	2	0	0
57 名古屋市	70	228	25	53	8	76	1	7	5	19	149	701
58 京都市	78	188	40	88	14	38	2	7	3	7	174	372
59 大阪市	102	317	63	158	23	103	1	6	3	13	99	292
60 堺市	32	96	5	14	12	58	2	2	2	6	62	303
61 神戸市	24	90	10	34	6	30	2	10	2	5	79	134
62 広島市	69	194	13	50	16	71	0	10	5	13	148	448
63 北九州市	109	320	24	42	15	65	1	6	2	4	114	259
64 福岡市	74	282	12	41	25	92	1	8	4	11	1	84
合計	7,405	27,286	1,720	5,483	1,667	6,219	86	446	274	871	6,845	21,444

平成21年度 地域支援体制構築等推進事業実施状況

都道府県名	モデル地域		
1 北海道	新規 南渡島医療圏 新規 南檜山医療圏 新規 北渡島檜山医療圏 新規 札幌医療圏 新規 後志医療圏 新規 南空知医療圏 新規 中空知医療圏	新規 北空知医療圏 新規 西胆振医療圏 新規 東胆振医療圏 新規 日高医療圏 新規 上川中部医療圏 新規 上川北部医療圏 新規 富良野医療圏	新規 留萌医療圏 新規 宗谷医療圏 新規 北網医療圏 新規 遠紋医療圏 新規 十勝医療圏 新規 釧路医療圏 新規 根室医療圏
2 青森県	(未実施)		
3 岩手県	(未実施)		
4 宮城県	新規 角田市 新規 登米市	新規 塩竈市 新規 南三陸町	新規 加美町
5 秋田県	(未実施)		
6 山形県	新規 鶴岡市第2学区	新規 鶴岡市朝日地区	
7 福島県	(未実施)		
8 茨城県	新規 つくば市	新規 つくばみらい市	新規 東海村
9 栃木県	新規 宇都宮市	新規 大平町	
10 群馬県	新規 高崎市	新規 桐生市	
11 埼玉県	新規 久喜市	新規 小鹿野町	
12 千葉県	継続 香取市	新規 袖ヶ浦市	
13 東京都	継続 練馬区	継続 多摩市	
14 神奈川県	新規 寒川町		
15 新潟県	継続 南魚沼市	新規 津南町	
16 富山県	継続 富山市	継続 小矢部市	
17 石川県	新規 加賀市	新規 津幡町	
18 福井県	新規 敦賀市		
19 山梨県	(未実施)		
20 長野県	新規 伊那市		
21 岐阜県	新規 大垣市		
22 静岡県	(未実施)		
23 愛知県	新規 大府市		
24 三重県	継続 名張市 新規 御浜町	継続 松阪市	継続 伊賀市
25 滋賀県	新規 大津市		
26 京都府	継続 宇治市 新規 福知山市	継続 亀岡市 新規 綾部市	新規 向日市 新規 舞鶴市
27 大阪府	新規 岸和田市	新規 池田保健所管内	新規 茨城保健所管内
28 兵庫県	新規 加古川市	新規 中播磨圏域	
29 奈良県	継続 大和郡山市	新規 川上村	
30 和歌山県	継続 白浜市	新規 御坊市	新規 海南市
31 鳥取県	継続 鳥取県西部地域	新規 倉吉市	
32 島根県	継続 津和野町	新規 松江市	新規 雲南市
33 岡山県	継続 浅口市	継続 真庭市	継続 和来町
34 広島県	継続 三原市	継続 熊野町	
35 山口県	新規 山口市	新規 阿東町	
36 徳島県	(未実施)		
37 香川県	継続 土庄町	新規 善通寺市	
38 愛媛県	新規 宇和島市	新規 四国中央市	
39 高知県	継続 土佐町	新規 四万十市	
40 福岡県	(未実施)		
41 佐賀県	(未実施)		
42 長崎県	新規 壱岐市		
43 熊本県	新規 玉名市 新規 西原村 新規 錦町	新規 菊池市 新規 八代市	新規 合志市 新規 水俣市
44 大分県	新規 東部圏域 新規 豊肥圏域	新規 中部圏域 新規 西部圏域	新規 南部圏域 新規 北部圏域
45 宮崎県	新規 日向市		
46 鹿児島県	継続 熊毛地区(西之表市)	新規 奄美市	新規 肝属町
47 沖縄県	継続 浦添市		

38都道府県103モデル地域

○地域密着型サービスの外部評価結果の公開状況(都道府県別)

(NPO法人 地域生活サポートセンター調べ)

	事業所数			評価結果公開数 (2009年4月～2010年1月)			評価機関数
	小規模多機能 型居宅介護	グループ ホーム	計	小規模多機能 型居宅介護	グループ ホーム	計	
北海道	112	803	915	58	509	567	9
青森県	19	310	329	8	215	223	2
岩手県	38	116	154	20	80	100	2
宮城県	18	201	219	7	73	80	2
秋田県	39	169	208	23	132	155	4
山形県	48	104	152	34	90	124	4
福島県	48	159	207	22	83	105	4
茨城県	45	267	312	22	147	169	2
栃木県	47	103	150	19	45	64	3
群馬県	55	216	271	24	146	170	2
埼玉県	48	450	498	13	39	52	9
千葉県	73	346	419	18	121	139	15
東京都	57	321	378	20	121	141	110
神奈川県	95	586	681	31	199	230	5
新潟県	80	162	242	48	99	147	3
富山県	30	82	112	5	48	53	6
石川県	27	147	174	4	54	58	13
福井県	44	52	96	27	31	58	2
山梨県	14	54	68	5	21	26	1
長野県	30	168	198	11	62	73	9
岐阜県	33	226	259	9	100	109	4
静岡県	62	271	333	20	129	149	11
愛知県	75	371	446	14	124	138	5
三重県	28	146	174	16	92	108	1
滋賀県	33	97	130	9	63	72	4
京都府	61	109	170	33	76	109	2
大阪府	98	487	585	33	327	360	11
兵庫県	111	262	373	31	156	187	11
奈良県	14	93	107	3	39	42	4
和歌山県	28	83	111	15	49	64	6
鳥取県	29	68	97	8	39	47	7
島根県	37	109	146	16	59	75	5
岡山県	73	292	365	21	96	117	4
広島県	107	259	366	44	162	206	6
山口県	30	138	168	14	100	114	1
徳島県	9	131	140	3	64	67	1
香川県	30	90	120	17	59	76	1
愛媛県	46	250	296	32	170	202	2
高知県	16	127	143	9	58	67	1
福岡県	127	539	666	77	424	501	8
佐賀県	22	149	171	5	81	86	2
長崎県	41	332	373	11	127	138	5
熊本県	67	168	235	34	114	148	6
大分県	25	108	133	2	50	52	5
宮崎県	29	142	171	19	116	135	2
鹿児島県	55	327	382	30	244	274	5
沖縄県	52	60	112	16	32	48	1
全国合計	2305	10250	12555	960	5465	6425	328

※事業所数はWAMNET 2010年1月末日現在

※評価結果公開数はWAMNET及び自治体ホームページ 2010年1月末日現在

※評価機関数はWAMNET2009年11月末日現在

「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーン 報告会開催について

痴呆から認知症への名称変更にもない、平成17年に「認知症を知り 地域をつくる10カ年」の構想に基づくキャンペーンがスタートし、今年度は中間年と迎えました。全国で着実に成果が積み重ねられています。

今後のさらなる飛躍をめざすべく「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーン報告会を開催します。ぜひご参加・ご周知にご協力くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」事務局
(認知症介護研究・研修東京センター内)

今後に向けて、歩みだそう、歩みつづけよう！

「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーン報告会

日時：2010(平成22)年3月6日(土)13:30~17:00(予定)

場所：日経ホール(東京都千代田区大手町1-3-7 日経ビル3階)

参加費：無料(参加登録をお願いします。定員になり次第、締め切らせていただきます)

プログラム：**第1部 第6回認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議**

(予定) 映像とリレーメッセージ「これからに向けて、歩みだそう、歩みつづけよう」

◇進行-村田幸子(100人会議会員、福祉ジャーナリスト)

◇出演-堀田 力(100人会議議長さわやか福祉財団理事長)ほか

第2部 「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーン 2009 発表会

「町づくり 2009 モデル」の紹介と発表

◇報告：本間昭(町づくりキャンペーン2009 実行委員長、認知症介護研究・研修東京センター長)

◇「町づくり 2009 モデル」7団体からの活動発表

<インタビュー>町永俊雄(町づくりキャンペーン 2009 地域活動推薦委員、NHKキャスター)

主催：認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議

「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーン2009 実行委員会

*参加には登録が必要です。参加ご希望の方は、氏名(団体の場合は代表者名・人数)、連絡先(住所、電話、FAX、e-mail アドレス)を明記の上、下記にFAXまたはメールでご連絡ください。

問合せ・申し込み先：「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」事務局
FAX：03-3334-2415 E-mail：info@ninchisho100.net

■「認知症を知り 地域をつくる10カ年」について (平成17年4月厚生労働省資料より)

●認知症を知る1年-2005(平成17)年度

●「認知症を知り 地域をつくる10カ年」中間年-2009(平成21)年度

到達目標

○認知症について学んだ住民等が100万人程度に達し、地域のサポーターになっている。

○認知症になっても安心して暮らせるモデル的な地域(以下のような地域)が、全国各都道府県でいくつかできている。

- ・認知症であることをためらいなく公にできる。(早期発見・早期対応)
- ・住民や町で働く人々によるちょっとした助け合いが活発。
- ・予防からターミナルまで、関係機関のネットワークが有効に働いている。
- ・かかりつけ医を中心とした地域医療ケアチームがきめ細やかに支援している。
- ・徘徊する人を町ぐるみで支援している。

●「認知症を知り 地域をつくる10カ年」-2014(平成26)年度

到達目標

認知症を理解し、支援する人(サポーター)が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になっている。

■「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」について

●平成16年12月より、従来の「痴呆」に替わる用語として「認知症」が使用され、これを機に厚生労働省の「認知症を知り 地域をつくる10カ年」の構想に基づく「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンが平成17年度より展開されています。

●「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンは、趣旨に賛同した各界有識者、企業団体、福祉団体を中心とする「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」（議長：堀田力（財）さわやか福祉財団理事長）によって推進されています。認知症介護研究・研修東京センターは事務局を務めさせていただいております。

■「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンのおもな取り組み

●「認知症サポーター100万人キャラバン」による住民・職域・学校講座
（5年間で100万人の「認知症サポーター」を養成）
<http://www.caravanmate.com/>

●「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーン
<http://www.dcnnet.gr.jp/campaign/>

●認知症の人「本人ネットワーク」支援
（認知症の本人と家族のネットワークづくりを応援）
<http://www.dai-jobu.net/>

●認知症の人や家族の力を活かしたケアマネジメントの推進
（認知症の本人と家族によるケアプラン作り）
<http://www.itsu-doko.net/>

※詳しくは「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」ホームページをご覧ください。
<http://www.ninchi sho100.net/> （「認知症 100人会議」で検索してください）

■「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーンと「町づくり2009モデル」について

認知症介護研究・研修東京センターが事務局を務める「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーンは今年度で6回目を迎えました。地域活動推薦委員会（委員長：堀田力 さわやか福祉財団理事長）による慎重な検討の結果、今年度全国から寄せられた55の活動事例の中から、今後のモデルとなる「町づくり2009モデル」7点が決定しました。

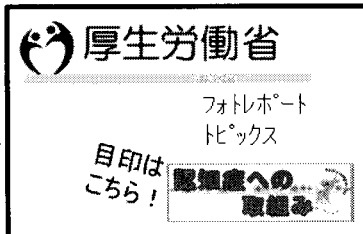
「町づくり2009モデル」（応募先着順）

1) 「誰でもが安心して暮らせる街に～小樽市高齢者懇談会『杜のつどい』の市民後見人活動～」	小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」 (北海道小樽市)
2) 「地域と共に生き活きと暮らす～認知症発症者が主になり運営する朝市・地域食堂～」	デイサービスセンター侶 (香川県高松市)
3) 「『認知症買い物セーフティーネット』普及事業－認知症になっても安心して買い物ができる地域づくり－」	NPO法人 HEART TO HEART (愛知県東海市)
4) 「ネットワーク形式(杉並方式)で「介護者の会」を運営する試み～介護者の心に寄り添える「介護者の会」を目指して～」	NPO法人 杉並介護者応援団 (東京都杉並区)
5) 「共生を軸とした認知症地域支援の取り組み～支えられる存在から支え合う力を生み出す存在へ～」	NPO法人 地域の寄り合い所 また明日 (東京都小金井市)
6) 「熊本県における行政・関係団体・県民が一体となった認知症でもだいじょうぶなまちづくり」	熊本県 健康福祉部 高齢者支援総室 認知症対策・地域ケア推進室 (熊本県)
7) 「認知症を受け入れるということ～若年性認知症をかかえる夫妻と支援者との出会い～」	佐野 光孝・明美／富士宮市サポートチーム (静岡県富士宮市)

※町づくり2009モデル 7事例についての詳細は、町づくりキャンペーンホームページをご覧ください。

※これまでご応募いただいた事例も、検索いただけます。100人会議ホームページをご覧ください。

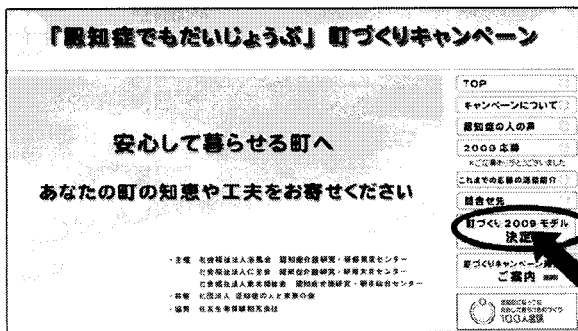
※来年度(平成22年度)も引き続き、ご応募をお待ちしています。さまざまな活動についての情報がありましたら事務局までぜひお知らせください。詳しい要項が決まりましたらホームページでご案内します。



★厚生労働省HPトップからもアクセスいただけます

●町づくりキャンペーンホームページ
<http://www.dcnet.gr.jp/campaign/>
 (「町づくりキャンペーン」で検索してください)

●100人会議ホームページ
<http://www.ninchisho100.net/>
 (「100人会議」で検索してください)



～「町づくり 2009 モデル」がご覧いただけます



～取り組みのさまざまな情報を掲載中!

～これまで応募いただいた事例を検索いただけます

～町づくりモデル活動のその後レポートを掲載中

若年性認知症の 電話無料相談

認知症は
高齢者だけの
病気では
ありません。



● 若年性認知症とは？

認知症は高齢者の病気。そんな誤解をしている人が多い。
しかし、実は働き盛りの年代でも認知症になることがあります。
それが「若年性認知症」。
65歳未満で発症する認知症の総称です。

● もしも家族がかかってしまったら？

もしも、家計を支える働き盛りの家族が認知症になってしまったら…。
経済的な問題や心理的ストレスはとても大きいものです。
しかし、現在のところ専門施設や情報の不足も深刻です。
少しずつですが、助け合いの輪が生まれています。
自分たちだけで抱え込まず、いざというときは電話相談を。

下記 **フリーコール(無料)** まで、お気軽にご相談ください。

0800-100-2707

月曜日～土曜日(年末年始・祝日除く) 10:00～15:00

専門教育を受けた相談員が対応します。

個人情報厳守します。



社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

認知症疾患医療センターの整備について

従前からの機能

- ① 鑑別診断、問題行動、身体合併症への対応を行う専門医療機関
- ② 地域の医療機関や介護施設等との連携を行う中核的機関
- ③ 普及啓発、相談など情報センターとしての機能

機能の拡充

- ④ 連携担当者の配置により、地域包括支援センターとの連携機能を強化した、連携の拠点としての機能（平成21年度より）
- ⑤ 認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う、総合病院型センターとしての機能（基幹型）（平成22年度より）



- 運営費5.8億円を計上。(平成22年度予算案)
- 各自治体最低1か所の整備に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

認知症疾患医療センター運営事業

平成22年度予算(案) 577,671千円

総合病院

合併症への対応施設

【基幹型】（新規）

専門医療の提供

周辺症状や身体合併症に対応する双方の医療の提供
入院治療のための空床の確保

認知症疾患医療センター

情報センター

普及啓発
各種媒体による認知症にかかる
情報及びセンターの周知
一般相談
認知症に関する住民からの相談
に対応

専門医療の提供

詳細な鑑別診断
適切な治療方針決定
急性精神症状への対応
身体合併症への対応

精神科病院

BPSD等への
対応施設

紹介

地域連携の強化

医療連携協議会
顔の見える連携体制の構築
研修会の実施
診断・合併症対応技術の向上
専門相談
圏域内の資源を活用し
きめ細かく対応
介護との連携
連携担当者の配置による地域
包括支援センターとの連携

紹介

地域包括
支援セン
ター

連携

紹介

紹介

介護職

介護
サービス
(施設)
(居宅)

周辺症状により
専門医療が必要な
認知症疾患患者

紹介

サポート医

物忘れ外来

紹介

精神科外来

内科医等のいわゆる「かかりつけ医」

医療 (うち入院1/4)

介護

認知症疾患患者・家族

認知症疾患医療センター
設置場所；身体的一般検査、画像診断、神経心理学的検査等の総合的評価が可能な総合病院等に設置
設置数；全国（都道府県・指定都市）に約150ヶ所設置予定
人員；専門医やサポート医等の専門医療を行える医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等

認知症患者医療センター整備状況

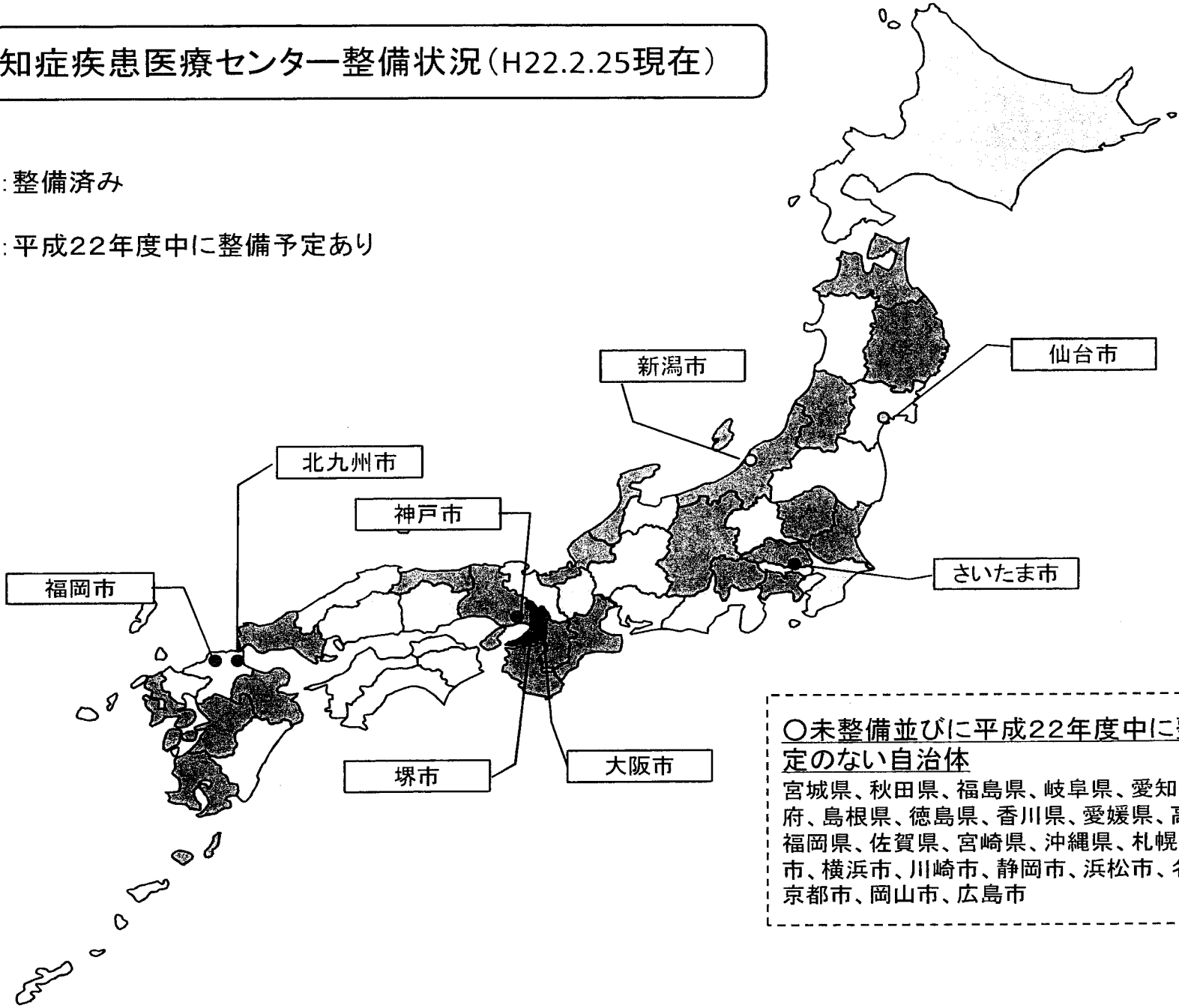
(平成22年2月25日)

都道府県 指定都市	医療機関名	開設者 (設立法人等)	指定年月日	住所
1 青森県	青森県立つしが丘病院	青森県	H21.4.1	青森市大字三内字沢部353番地92
2 岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人岩手医科大学	H21.4.1	岩手県盛岡市内丸19番1号
3 山形県	篠田総合病院	医療法人篠田好生会	H21.9.1	山形県桜町2番68号
4 茨城県	日立梅ヶ丘病院	医療法人産愛会	H21.12.1	茨城県日立市大久保町2409番地3
5 茨城県	栗田病院	医療法人社団有朋会	H21.12.1	茨城県那珂市豊原505
6 栃木県	獨協医科大学病院	学校法人獨協学園	H21.4.1	栃木県足利市大前町1272
7 栃木県	足利富士見台病院	医療法人根岸会	H21.4.1	栃木県足利市大前町1272
8 栃木県	嵐山台病院	医療法人篤会	H21.4.1	栃木県那須烏山市滝田1868-1
9 埼玉県	秩父中央病院	医療法人全和会	H21.12.1	埼玉県秩父市寺尾1404番地
10 埼玉県	武里病院	医療法人社団みどり会	H21.12.1	埼玉県春日部市下大増新田字東耕地9番地3
11 神奈川県	東海大学医学部付属病院	学校法人 東海大学	H22.1.1	神奈川県伊勢原市下種屋143
12 新潟県	三島病院	医療法人楽山会	H21.4.1	新潟県長岡市藤川1713番地の8
13 新潟県	柏崎厚生病院	医療法人立川メディカルセンター	H21.4.1	新潟県柏崎市大字夜目字二ツ池2071番地の1
14 新潟県	薫川病院	医療法人白日会	H21.4.1	新潟県胎内市下越大開1522
15 新潟県	高田西城病院	医療法人高田西城会	H21.4.1	新潟県上越市越後町2丁目8番30号
16 石川県	石川県立高松病院	石川県	H21.4.1	石川県かほく市内高松ヤ36
17 福井県	敦賀温泉病院	医療法人敦賀温泉病院	H21.4.1	福井県敦賀市吉河41号1番地6号
18 福井県	松原病院	財団法人松原病院	H21.4.1	福井県福井市文京2丁目9-1
19 山梨県	山梨県立北病院	山梨県	H21.4.1	山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
20 山梨県	日下部記念病院	医療法人財団 加納岩	H21.4.1	山梨県山梨市上神内川1363
21 長野県	飯田病院	医療法人栗山会	H21.4.1	長野県飯田市大通1丁目15番地
22 三重県	松阪厚生病院	財団 統一	H21.4.1	三重県松阪市久保町1927-2
23 三重県	三重県立こころの医療センター	三重県	H21.4.1	三重県津市城山1丁目12番1号
24 三重県	東員病院	医療法人康誠会	H21.4.1	三重県員弁郡東員町穴太2400
25 大阪府	水間病院	医療法人河崎会	H20.4.1	大阪府東淀川区水間51
26 大阪府	関西医科大学附属滝井病院	学校法人関西医科大学	H20.4.1	大阪府守口市文園町10-15
27 大阪府	さわ病院	医療法人北斗会	H20.4.1	大阪府豊中市城山町1-9-1
28 大阪府	山本病院	医療法人清心会	H20.4.1	大阪府八尾市天王寺屋6-59
29 大阪府	大阪さやま病院	医療法人六三会	H20.4.1	大阪府大阪狭山市岩室3-216-1
30 大阪府	新阿武山病院	特定医療法人大阪精神医学研究所	H20.4.1	大阪府高槻市奈佐原4-10-1
31 兵庫県	兵庫医科大学病院	学校法人兵庫医科大学	H21.4.1	兵庫県西宮市武庫川1番1号
32 兵庫県	兵庫県立淡路病院	兵庫県	H21.4.1	兵庫県本本市下加茂1丁目6番6号
33 兵庫県	大塚病院	特定医療法人敬愛会	H21.4.1	兵庫県丹波市水戸町桐山513番地
34 兵庫県	リハビリテーション西播磨病院	兵庫県	H21.11.1	兵庫県たつの市新宮町光都1丁目7番1号
35 奈良県	信貴山病院 ハートランドしぎさん	財団法人信貴山病院	H21.4.1	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号
36 奈良県	秋津湖池病院	医療法人湖池会	H21.4.1	奈良県御所市大字池之内1064番地
37 和歌山県	国保日高総合病院	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	H21.12.1	和歌山県御坊市南116番地の2
38 鳥取県	渡辺病院	社会医療法人明和会	H21.4.1	鳥取県鳥取市東町3丁目307番地
39 鳥取県	倉吉病院	社会医療法人仁厚会	H21.4.1	倉吉市山根43番地
40 鳥取県	真和病院	特定・特別医療法人基和会	H21.4.1	米子市上後藤3丁目6番地1
41 鳥取県	南部町国民健康保険西伯病院	南部町	H21.4.1	西伯分南部町庄397番地
42 山口県	山口県立こころの医療センター	山口県	H21.7.1	山口県宇部市大字東岐波4004-2
43 長崎県	出口病院	医療法人昌生会	H21.7.1	長崎県長崎市補泊町2250番地
44 長崎県	佐世保中央病院	医療法人白十字会	H21.10.1	長崎県佐世保市大和町15番地
45 熊本県	熊本大学医学部附属病院	国立大学法人	H21.5.1	熊本市本庄1-1-1
46 熊本県	山鹿回生病院	医療法人回生会	H21.8.1	熊本県山鹿市古岡1500-1
47 熊本県	阿蘇やまなみ病院	医療法人高藤会	H21.7.1	熊本県阿蘇市一の宮町宮地115-1
48 熊本県	くまもと青明病院	財団法人杏仁会	H21.7.1	熊本県熊本市渡鹿5-1-37
49 熊本県	益城病院	医療法人ましき会	H21.7.1	熊本県上益城郡益城町忍須1530
50 熊本県	平成病院	医療法人社団平成会	H21.7.1	熊本県八代市大村町720-1
51 熊本県	くまもと心療病院	特別医療法人再生会	H21.7.1	熊本県宇土市松山町1901
52 熊本県	天草病院	医療法人天草病院	H21.7.1	熊本県天草市佐伊津町5789
53 大分県	緑ヶ丘保育園	医療法人社団潤野会	H21.7.7	大分県大分市大字丹生1747
54 鹿児島県	谷山病院	財団法人慈愛会	H21.12.1	鹿児島県小原町8番1号
55 鹿児島県	松下病院	医療法人仁心会	H21.12.1	鹿児島県霧島市隼人町真孝998番地
56 鹿児島県	宮之城病院	医療法人博仁会	H21.12.1	鹿児島県薩摩郡さつま町船木34番地
57 鹿児島県	栗野病院	医療法人永光会	H21.12.1	鹿児島県姶良郡湧水町北方1854
58 仙台市	仙台市立病院	仙台市	H20.4.1	仙台市若林区清水小路3番地の1
59 さいたま市	埼玉精神神経センター	社会福祉法人毛呂病院	H21.4.1	さいたま市中央区本町東6-11-1
60 大阪市	大阪市立大学医学部附属病院	公立大学法人大阪市立大学	H21.4.1	大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号
61 大阪市	ほくとクリニック病院	医療法人北斗会	H21.4.1	大阪市大正区三軒家西1丁目18番7号
62 大阪市	大阪市立弘済院附属病院	大阪市	H21.4.1	吹田市古江台6丁目2番1号
63 堺市	浅香山病院	財団法人浅香山病院	H20.12.1	堺市堺区今池3-3-16
64 神戸市	神戸大学医学部附属病院	公立大学法人神戸大学	H21.11.1	神戸市中央区福崎町7丁目5番2号
65 北九州市	小倉薄生病院	医療法人(財団)小倉薄生病院	H21.4.1	北九州市小倉南区薄生五丁目5番1号
66 福岡市	九州大学病院	国立大学法人九州大学	H21.11.1	福岡市東区馬出3丁目1番1号

認知症疾患医療センター整備状況(H22.2.25現在)

■ : 整備済み

□ : 平成22年度中に整備予定あり



○未整備並びに平成22年度中に整備予定のない自治体
 宮城県、秋田県、福島県、岐阜県、愛知県、京都府、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県、沖縄県、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市